

# 利用規約

アイスジュエルスタジオラボ（以下、本スタジオといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 第1条

本スタジオの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は アイスジュエルスタジオラボが行います。

## 第2条

本スタジオに入会できる方は、各要件を満たし、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本スタジオを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員、その他反社会的勢力関係者。および、他のお客様に威圧感や不快感を与える刺青・タトゥーをされている方、その他本スタジオが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

## 第3条

本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることができます。入会する本人が未成年者の場合は、保護者が自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

## 第4条

会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。

なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

## 第5条

本スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます）

2. 本スタジオの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。
4. 本スタジオの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第6条

会員は、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。（会費は、会員が本スタジオの会員資格を有する限り、現実に本スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

## 第7条

会員は、年間会員更新前月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の退会届（公式ウェブサイトの退会専用フォーム）を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、年間会員更新扱いになります。  
なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務発生するものとします。

## 第8条

1. 本スタジオの営業日及び営業時間は、原則として固定の設定を行わず、本スタジオ指定の予約システム等に掲示された日時とします。
2. 前項にかかわらず、スタジオレンタル（貸切利用）についてはは、利用希望者からの事前の申込みに対し、本スタジオが利用可能であると確認・承諾した場合に限り、営業を行うものとします。
3. 本スタジオは、諸施設の補修、会場整備、その他本スタジオの都合により、予約システム上の営業予定を変更、または臨時休業することがあります。この場合、原則として予約システムまたはウェブサイト等にて告知します。
4. 施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など、緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ告知することなく一部または全部の施設を休業、または予約をキャンセルすることができるものとします。

## 第9条

本スタジオは、次の事由により本スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## 第10条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。
2. 本スタジオは、会員が本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スタジオの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スタジオの事前の承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

## 第11条

本スタジオは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スタジオは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

## 第12条

本規約は2025年11月1日より施行します。

-